

議員提出議案第1号

事務事業の適正な執行を求める決議について

狭山市議会会議規則第14条の規定により、標記のことについて別紙のとおり決議する。

平成23年2月18日

狭山市議会議長 手島秀美様

| | | |
|-----|---------|-----------|
| 提出者 | 狭山市議会議員 | 町田昌弘 |
| 賛成者 | 同 | 加賀谷 勉 |
| | 同 | 高橋ブラクソ久美子 |
| | 同 | 中村正義 |
| | 同 | 大島政教 |
| | 同 | 猪股嘉直 |
| | 同 | 尾崎忠也 |

事務事業の適正な執行を求める決議

平成22年第4回定例会において、旧污水处理施設解体工事の経緯及び、狭山市駅駅舎建設に伴う排水設備工事の経過について、建設環境委員長より閉会中特定事件審査及び所管事務調査報告が行われた。

旧污水处理施設については、上部のみ解体撤去し、地下の浄化槽部分については、関係法令等に明確な規定がないことから、廃棄物ではないと判断し、埋め戻してしまっただが、埼玉県の見解では、廃棄物に該当するため、撤去等をする必要が生じたものである。

排水設備工事の経過については、狭山市駅駅舎建設に伴う排水設備工事完了検査の際、他工事との競合のため、すべての箇所の検査ができなかったが、最終柵を確認し、汚水が支障なく流下していることから、検査合格と判断し、図面の誤りを確認できなかったものである。

両事案とも、法令等の詳細な確認や関係機関との協議、事務手続きの着実な執行を怠ったために発生したものである。

よって、事務事業を適正に執行し、二度とこのような事案を発生させないために、下記の事項を実施するよう、強く要望する。

記

1. 新規事業や前例のない事業を実施する場合、関係法令等の十分な確認を行うとともに、県等関係機関と連携し、法令に抵触することがないように、確認、調整を行うこと。
2. 検査事務等、繰り返し行われる事務についてはマニュアルを作成し、問題の起きないように努めること。
3. 作成したマニュアルについては、毎年内容の確認を行い、必要に応じ更新を行うこと。また、関係法令等に改正があった場合は随時改正を行うこと。
4. 部課内での情報共有、連絡調整を的確に行い、事務事業が滞ることのないよう、努めること。

以上、決議する。

平成23年2月18日

埼玉県狭山市議会